

鹿児島県職員住宅の賃貸人募集要領

鹿児島県屋久島地区に勤務する鹿児島県職員の宿舎の用途に供するための住宅(以下「鹿児島県職員住宅」という。)として、民間住宅を賃貸する方(以下「賃貸人」という。)を募集します。

1 募集概要

鹿児島県職員住宅(屋久島地区)の賃貸

- (1) 賃貸住宅の戸数: 16戸以内(募集戸数のうち一部戸数(8戸以上)でも可)
- (2) 賃貸住宅の場所: 鹿児島県熊毛郡屋久島町内
(県屋久島事務所庁舎から概ね半径2km圏内)

2 応募資格要件

- (1) 募集概要及び募集説明書に示す条件の住宅を賃貸できる者
- (2) 次のいずれかに該当する者は、応募することができません。
 - ア 当該応募に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
 - イ 鹿児島県との契約等において次の(ア)から(カ)までのいずれかに該当する者で、その事実があった後3年を経過していない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は応募代理人として使用する者
 - (ア) 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - (イ) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - (ウ) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - (エ) 地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
 - (オ) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
 - (カ) (ア)から(オ)のいずれかに該当する事実があった後3年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
 - ウ 次の(ア)から(カ)までのいずれかに該当する者
なお、資格要件確認のため、所轄する警察署に照会する場合があります。
 - (ア) 暴力団(暴力団による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
 - (イ) 暴力団員等(鹿児島県暴力団排除条例(平成26年鹿児島県条例第22号)第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下「暴力団員等」という。)
 - (ウ) 役員等が暴力団員等であると認められる法人等
 - (エ) 暴力団又は暴力団員等が、その経営に実質的に関与している法人等
 - (オ) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用している法人等

- (カ) 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して、いかなる名義をもってするかを問わず、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に提供し、又は関与している法人等
- (キ) 役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している法人等
- (ク) 役員等が、暴力団又は暴力団員等であることを知りながら不当な行為をするためにこれらを利用している法人等
- (ケ) (ア)から(ク)までに定める者の依頼を受けて申し込みしようとする法人等

(注1) 「法人等」とは、法人、その他団体又は個人をいいます。

(注2) 「役員等」とは、次に掲げる者をいいます。

- ① 法人にあっては、非常勤を含む役員、支配人、営業所等（営業所、事務所その他これらに準ずるものをいう。以下③において同じ。）を代表する者その他いかなる名称を有するものであるかを問わず法人の経営を行う役職にある者又は経営を実質的に支配している者
- ② 法人格を有しない団体にあっては、代表者、理事、その他①に掲げる者と同等の責任を有する者
- ③ 個人にあっては、その者、営業所等を代表する者その他いかなる名称を有するものであるかを問わず個人の経営を行う役職にある者又は経営を実質的に支配している者

3 応募条件等

- (1) 鹿児島県職員住宅（屋久島地区）の賃貸

詳細は別添募集説明書のとおり

- (2) 賃貸料等

ア 賃貸期間

賃貸期間は、令和9年3月1日から令和39年3月31日までの間とします。（以後1年毎に自動更新とします。）ただし、賃貸人が賃貸条件のいずれかに違反する行為を行ったとき、その他県が必要と認めるときは、賃貸借契約を解除することがあります。

イ 賃貸料

1戸当たり月額 83,500円以内

（家賃、駐車場料、共益費、室内リフレッシュ費含む。）

※ 室内リフレッシュ費

必要的都度、入居者の専用部分の補修に充てる費用

内装補修（壁・天井のクロス全面張替）、床補修（フローリングの張替）、ハウスクリーニング（各部屋清掃）など

賃貸人として決定した者が提示した応募価格をもって、年額賃料とします。

なお、賃貸料は月払いとし、当月分を翌月以降に賃貸人の正当な請求書を受領し

た日から15日以内に賃貸人の指定する銀行口座に振り込みます。

ウ 公租公課及びその他必要経費

賃貸物件の公租公課及び建設費、維持管理費その他必要とされる一切の経費は賃貸人の負担とします。

(3) 賃貸物件の引渡し

賃貸期間開始前までに賃貸物件を引き渡せる状態（建築基準法に基づく検査済証の交付を受けていること）でなければなりません。

4 事前説明会

事前説明会をオンラインで開催しますので、参加を希望される方は、下記URLから電子申請でお申し込みください。

申込先URL：<https://shinsei.pref.kagoshima.jp/2Jw1DpCW>

(1) 日 時 令和8年2月18日（水）午後2時から午後3時まで

(2) 申込期間 令和8年2月10日（火）午後2時から
令和8年2月13日（金）午後5時まで

5 応募申込手続

(1) 提出書類 ※証明書は、申請の日から3か月以内の原本とします。

ア 応募申込書（第1号様式）

イ 印鑑登録証明書

ウ 納税証明書（県税について未納のないことの証明）

エ 誓約書（第2-1号及び第2-2号様式）

オ 賃貸物件の概要が分かる資料

（ア）敷地関係

- ・ 位置図・付近見取図（A3版）
- ・ 土地登記事項証明書（全部事項証明書）
- ・ 不動産登記法第14条地図又は公図の写し
(法務局備付けの原図からの写し)

（イ）建物関係（A3版）

- ・ 配置図（建物・駐車区画・外構等）
- ・ 平面図（各階平面及び部屋詳細図）
- ・ 立面図（正面を含め2面）

（ウ）その他（建物仕様、周辺環境等が分かる資料）

- ・ 建物構造提案書（第3号様式）
- ・ 建物設備等仕様提案書（第4号様式）
- ・ 周辺環境調査書（第5号様式）

カ 事業概要が分かる資料

- ・ 法人の場合 履歴事項全部証明書
 - ・ 個人の場合 確定申告書の控えの写し
- (2) 提出部数
上記(1) 各 5 部
- (3) 提出方法
郵送（提出期限までに必着）又は持参
- (4) 提出期間
令和 8 年 3 月 2 日（月）から令和 8 年 4 月 9 日（木）
午前 8 時 30 分から正午、午後 1 時から午後 5 時まで
なお、土曜日、日曜日、祝祭日は受付を行いません。
- (5) 提出先
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町 10 番 1 号
鹿児島県総務部総務事務センター共済経理係

6 賃貸人の決定

- (1) 資格審査
提出された必要書類の審査を行い、応募資格要件に定める資格をすべて満たしている者を選定対象者とします。なお、資格審査の中で、応募者が暴力団関係者でないことを照会、確認することとしていますので、御承知ください。
- (2) 審査
選定対象者のうち、賃料、賃貸条件、交通利便性、居住環境等を総合的に検討して決定します。
- (3) 応募申込書等の書換の禁止
応募後は、一旦提出した応募申込書等の書換え、引換え又は撤回することはできません。
- (4) 応募申込みの無効
次のいずれかに該当する場合は、無効となります。
- ア 応募資格のない者が行った応募申込み
 - イ 応募申込みに関し、不正な行為を行った応募申込み
 - ウ 応募申込書等の金額、氏名、印鑑その他主要な部分について誤字脱字又は判読不能な文字がある応募申込み
 - エ 記名押印を欠く応募申込み及び金額を訂正した応募申込み
 - オ 応募申込書等の記載事項（金額を除く。）の訂正に押印のない応募申込み
 - カ 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記入した応募申込み
 - キ 応募申込書等（添付書類を含む。）に虚偽の記載を行った応募申込み
 - ク 申込期間までに応募申込みがなかったもの
 - ケ 前各号に掲げるもののほか、この「募集要領」に規定する応募に関する条項に違反した者の応募申込み

(5) 結果の公表等

ア 賃貸人の決定後、令和8年4月30日（木）までに、応募者全員に選定結果を連絡します。

イ 応募者数等の応募状況、賃貸人の名称及び契約価格について、ホームページ等において公表する場合がありますので、あらかじめ御了承ください。

7 賃貸人の決定の取消し

次のいずれかに該当する場合は、賃貸人としての決定を取り消します。

- (1) 正当な理由なくして、指定する期日までに賃貸の手続に応じなかった場合
- (2) 賃貸人が応募の資格を失った場合

8 契約事務等

- (1) 賃貸人の決定後、賃貸人、仲介人、県の間で協定を締結します。賃貸人は、別途定める日までに、鹿児島県屋久島地区の鹿児島県職員住宅の賃貸借に伴う協定書（県指定様式）を提出していただきます。
- (2) 3(3)の準備が整った時点で、賃貸借契約を締結します。賃貸人は、別途定める期日までに、鹿児島県職員住宅（屋久島地区）賃貸借契約書（県指定様式）を提出していただきます。
- (3) 契約・賃貸手続に関する一切の費用については、賃貸人の負担とします。

9 仲介手数料

8(2)の賃貸借契約の成立報酬として、県は、宅地建物取引業者に対して、当該建物の家賃一月分の2分の1を支払います。

10 実施状況の調査

協定書締結後、建築状況等を聴取する必要がありますので、御了承ください。

11 その他

本件は、令和8年度の歳入歳出予算が鹿児島県議会で可決された場合に有効となります。

12 問合せ先

〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号

鹿児島県 総務部 総務事務センター 共済経理係 担当：前田、上永田（カミカガタ）

電話：099-286-2070（直通） FAX：099-286-5504